

最高裁判所（第一小法廷） 平成● ●年（〇〇）第● ●号 裁決取消請求上告受理事件
国側当事者・国

平成25年3月21日不受理・確定

（第一審・東京地方裁判所、平成● ●年（〇〇）第● ●号、平成24年4月24日判決、本資料263号－249・順号12373）

（控訴審・東京高等裁判所、平成● ●年（〇〇）第● ●号、平成24年9月12日判決、本資料263号－251・順号12375）

決 定
当事者等 別紙当事者目録記載のとおり

裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定。

第1 主文

- 1 本件を上告審として受理しない。
- 2 申立費用は申立人の負担とする。

第2 理由

本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法318条1項により受理すべきものとは認められない。

平成25年3月21日

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官 櫻井 龍子

裁判官 金築 誠志

裁判官 横田 尤孝

裁判官 白木 勇

裁判官 山浦 善樹

当事者目録

選 定 当 事 者

申立人	甲
選定者	甲
選定者	乙
相手方	国
同代表者法務大臣	谷垣 禎一
同指定代理人	岡部 博昭